



島根県報

令和4年11月11日（金）

号外 第 130 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始 (2件)

(") 3

告 示

島根県告示第721号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	261号	江津市桜江町大貫1023番2地先から同1020番1地先まで	前	メートル 11.88～ 33.36	メートル 27.80	災害防除工事 拡幅
			後	27.10～ 33.36	27.80	
"	"	江津市桜江町谷住郷3593番11地先から同3579番4地先まで	前	15.71～ 36.90	45.50	浜田県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	17.62～ 40.42	45.50	
"	"	江津市桜江町谷住郷2980番1地先から同2978番地先まで	前	11.37～ 22.32	82.00	災害防除工事 拡幅
			後	15.50～ 38.58	82.00	

島根県告示第722号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	261号	江津市桜江町谷住郷2980番1地先から同2978番地先まで	メートル 82.00	令和4年 11月11日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	江津市桜江町大貫1023番2地先から同1020番1地先まで	27.80	令和4年 11月11日		
〃	〃	江津市桜江町谷住郷3593番11地先から同3579番4地先まで	45.50	令和4年 11月11日		

島根県告示第723号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 4 年11月11日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原107番5地先から同地先まで	メートル 150.60	令和4年 11月11日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	
〃	〃	鹿足郡津和野町日原722番1地先から721番3地先まで	43.15	令和4年 11月11日		
〃	〃	鹿足郡津和野町日原87番19地先から同地先まで	23.68	令和4年 11月11日		